

JR東海労ニュース

No. 910

2007年1月30日

JR東海労働組合

またまた『警告書』が！ やっぱり会社の文書だったのだ！ 安っぽい『警告書』の乱発もテロ対策？

人 動 第 7 1 号
平成19年1月24日

ジェイアール東海労働組合
中央本部執行委員長
萩原光広 殿

東海旅客鉄道株式会社
人事部 勤労課長
丹羽 俊介

警 告 書

会社は平成19年1月24日、大阪第二車両所及び大阪第三車両所において、労働協約第16条に基づき貴組合に便宜供与している掲示板において、「JR東海労ニュースNo. 908」（以下「本件掲示物」という。）が掲出されていることを確認した。

本件掲示物の7ページ以降は、会社が管理者のみを対象として社員管理業務につき指導した文書であって、広く一般社員に公表すべき内容の文書ではない。このことは、当該文書の記載を一読すれば容易に認識しうることであり、かつ当該文書には「取扱注意」「管理者用」との表記が付されていることから明らかである。

このような文書を、一般社員が容易に閲覧し得る職場内の掲示板に掲出するという貴組合の行為は、著しく職場規律を乱し、円滑な業務運営を阻害する行為であり、かつ、労働協約の一方当事者としての信義にもとる、極めて不誠実な行為である。今後は、こうした行為を繰り返すことのないよう、強く警告する。

なお、仮にこのような行為が繰り返される場合には、会社は、労働協約第18条の規定に基づき厳正に対処する。

また、会社は、本件掲示物が貴組合のホームページにおいて公表されていることも確認した。ホームページにおける公表についても、同様に会社の円滑な業務運営を阻害する行為であり、早急に掲出を中止するよう警告する。

以上

心ある誰かから匿名で送られてきた文書（『JR東海労ニュース908号参照』）は、やはり会社の文書であったことが会社が組合に送りつけてきた『警告書』によって判明しました。曰く「会社が管理者のみを対象として社員管理業務につき指導した文書・・・」であると。そして「広く一般社員に公表すべき内容の文書ではない」と。
会社に申し上げる。ちゃんと管理できない勤労課の責任である。『警告』などと、いったい誰に言っているのか！社員と労働組合の区別もつかないようなことでよいのか！そして何度も何度も『警告』ばかりじゃー安っぽいぞ！